各地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省医薬局長 (公印省略)

大麻草の種子の取扱いについて

我が国においては、大麻草の不正栽培防止のため、大麻草の種子の輸入手続きについて「輸入のけし、大麻種子の取扱について」(昭和 40 年 9 月 15 日付け薬発第 708 号厚生省薬務局長通知)、「輸入のけし、大麻種子の取扱について」(昭和 40 年 9 月 15 日付け薬麻一第 238 号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)及び「輸入のけし、大麻種子の取扱について」(昭和 48 年 7 月 11 日付け薬麻第 391 号厚生省薬務局麻薬課長通知)をもって運用してきたところである。

令和7年3月1日に、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号。以下「改正法」という。)の一部が施行されることに伴い、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令(令和6年厚生労働省令第148号)第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則(令和6年厚生労働省令第140号。以下「省令」という。)において新たに大麻草の種子に関する大麻草発芽不能未処理種子輸入許可申請書(省令別記第7号様式及び第8号様式)及び証明願(省令別記第9号様式)が定められたところである。それに伴い、大麻草の種子の輸入手続きについて、下記のとおり定めたので、御了知の上、関係方面に対する周知等、適切な指導方について特段の配慮を御願いする。

なお、この通知の施行に伴い、「輸入のけし、大麻種子の取扱について」(昭和 40 年 9月 15 日付け薬発第 708 号厚生省薬務局長通知)、「輸入のけし、大麻種子の取扱について」(昭和 40 年 9月 15 日付け薬麻一第 238 号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)及び「輸入のけし、大麻種子の取扱について」(昭和 48 年 7月 11 日付け薬麻第 391 号厚生省薬務局麻薬課長通知)は廃止する。

記

1 発芽不能未処理種子の輸入(大麻草の栽培の規制に関する法律(以下「法」という。)第19条関係)

- (1) 大麻草栽培者が輸入する場合(法第19条第1項第1号関係)
- ① 輸入許可の申請

大麻草栽培者から、発芽不能未処理種子の輸入港を管轄する地方厚生(支)局 麻薬取締部(支所)(以下「麻薬取締部」という。)へ、大麻草発芽不能未処理種 子輸入許可申請書(省令別記第7号様式)を提出させること。

② 輸入許可書の交付

①の提出を受けた麻薬取締部は、提出書類を審査の上、大麻草栽培者に対し、 当該申請に係る大麻草発芽不能未処理種子輸入許可書を交付すること。

③ 輸入完了の報告

発芽不能未処理種子を輸入した大麻草栽培者から、輸入完了報告書(別記様式1)を提出させること。

④ 許可書 (写し) の送付

麻薬取締部は、②により、大麻草栽培者に交付した大麻草発芽不能未処理種 子輸入許可書の写しを厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課に送付すること。

- (2) 発芽不能未処理種子を輸入後、発芽不能処理をする場合(法第 19 条第1項第2 号関係)
- ① 輸入許可の申請

発芽不能未処理種子を輸入後、発芽不能処理をする場合、輸入者から大麻草発 芽不能未処理種子の輸入港を管轄する麻薬取締部へ、大麻草発芽不能未処理種子 輸入許可申請書(省令別記第8号様式)を提出させること。

② 輸入許可書の交付

①の提出を受けた麻薬取締部は、提出書類を審査の上、輸入者に対し、当該申請に係る大麻草発芽不能未処理種子輸入許可書を交付すること。

③ 輸入完了の報告

発芽不能未処理種子を輸入した輸入者から、輸入完了報告書(別記様式1)を 提出させること。

④ 発芽不能処理の実施

輸入者に対し、発芽不能未処理種子を輸入した日から三月以内に、業者による 熱処理又は燻蒸による発芽不能処理をさせること。

⑤ 処理完了報告と証明願の提出

輸入者に対し、国内において熱処理又は燻蒸による発芽不能処理が完了した場合は、当該種子を処理した業者が作成した熱処理等の処理完了報告書(別記様式2)と併せて、証明願(別記様式3)を提出させること。

⑥ 通関後不能処理証明書の交付

⑤の提出を受けた麻薬取締部は、種子の一部を採取し、当該種子が発芽しない ことを確認後、通関後不能処理証明書(別記様式4)を交付すること。

⑦ 許可書(写)及び証明書(写)の提出

麻薬取締部は、②及び⑥により、輸入者に交付した大麻草発芽不能未処理種 子輸入許可書及び通関後不能処理証明書の写しを厚生労働省医薬局監視指導・ 麻薬対策課に送付すること。

2 発芽不能処理済み種子の輸入(法第20条関係)

① 証明願及び誓約書の提出

法第20条の規定により法第18条に規定する方法による処理をした大麻草の種子を輸入しようとする者から輸入港を管轄する麻薬取締部に対し、証明願(省令別記第9号様式)に加え、輸入後に麻薬取締部による発芽試験を受ける旨の誓約書を提出させること。

- ② 輸入前不能処理証明書の交付
 - ①の提出を受けた麻薬取締部は、提出書類を審査の上、輸入前不能処理証明書 (別記様式5)を輸入者に交付すること。なお、当該証明書のみでは、輸入通関 できないことを併せて説明すること。
- ③ 麻薬取締部による発芽試験の実施等

麻薬取締部は、保税地域(保税倉庫)において、輸入された大麻草の種子の一部を採取し、当該種子が発芽しないことを確認後、発芽不能大麻種子確認書(別記様式6)を輸入者に交付すること。

④ 輸入前不能処理証明書及び発芽不能大麻種子確認書の送付

麻薬取締部は、②及び③により、輸入者に交付した輸入前不能処理証明書及び 発芽不能種子確認書の写しを厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課に送付する こと。

以上

輸入完了報告書

							1 10 42	<i>y</i> = + 1,					
輸	入	許 -	可書	· の	番	号	第	号	許可年月	日	:	年月	Ħ
							品		名		数	量	
輸	入し	た	大 麻	草(の 種	子							
原			産			地							
輸		入		目		的							
荷氏	主名		輸 出 び	l 者 所) 在	の 地							
運氏	送 名	取 及	扱 び	業住	者 所	の 地							
輸		送		方		法							
輸 (年年)							
入		港		場		所							
納			入			先							
	上記	のと	おり	、 フ	大麻	草の	の種子の輔	輸入を完	了しました	ので報	告しま	す。	
		年	,	月	F	1							
		住	<u>.</u>	所	(法	人又	又は団体に	こあって	は、主たる	事務所	「の所在!	地)	
		丑	J	名	(法	人又	又は団体に	こあって	は、その名	称)			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

地方厚生(支)局長 殿

熱処理等の処理完了報告書

許 可 年 月 日 及 許 可 書 番	び 号
	た 品 名 数 量
大麻草の種	子
原產	地
処理 依頼 者	
氏 名 及 び 住 所	地
輸入(入港)年月	日
輸入(入港)場	所
処理をしようとする大麻	
の種子の引取年月	日
引 取 確 認 数	量
処理施設の名	称
及び所在	地
処理の方	法
処 理 年 月	日
処理後の数	量
納入	先
上記のとおり、 熱処理 燻蒸	を行いましたので、ご報告申し上げます。
年 月 日	
	住 所
	氏 名(会社名及び代表取締役氏名)
	連絡先
各地方厚生(支)局麻薬	取締部(支所)長(分室長) 殿

(注意)

証明願

輸	入	L	た	П	名	数量
大	麻草	の利	重子			
原	産		地			
輸	入	目	的			
荷氏	主 (輸と名 及 び	出 者 住) の 所 地			
運氏	送 取 扱 び		者 の 助			
輸	入	方	法			
輸	入(入港)年	月日			
輸	入(入:	港)	場所			
処 及	理 施 設 び 所	の 在				
処	理の	方	法			
処	理 年	月	日			
納	入		先			
する	・般輸入した大 う書類を提出い	、麻草の かたしま	種子に <i>、</i> すから記	ついては、国内にお 正明願います。	いて	処理 重蒸 を施したことを証明
	年 月	日				
			住	所		
			氏	名		
各:	地方厚生(支)局麻	薬取締部	3(支所)長(分室:	長) 殿	

(注意)

通関後不能処理証明書

			品 名 数 量						
輸大	入 し 麻 草 の 種	た 子							
原	産	地							
輸	入 目	的							
荷氏	主 (輸出者) 名及び住所	の 地							
運氏	送 取 扱 業 者 名 及 び 住 所	の 地							
輸	入 方	法							
輸	入(入港)年月	日							
輸	入(入港)場	所							
処 及	理 施 設 の 名 び 所 在	称地							
処	理の方	法							
処	理 年 月	日							
納	入	先							
<u> </u>	今般輸入した大麻草の種子については、 (熱処理								
	年 月 日								
	各地方厚生(支)月		薬取締部(支所)長(分室長)						

(注意)

輸入前不能処理証明書

		品名	1	数	量
	る 子				
原産	地				
輸入目	的				
	の 地				
	の 地				
輸 入 方	法				
輸入(入港)予定年月	日				
輸入(入港)場方	所				
	称地				
処理の方	法				
処 理 年 月	日				
納入	先				
輸入しようとする大麻	草(の種子については、大麻	草(の栽培の規制に関す	る法
	秦	熟処理 燻蒸 か施した大麻草の	の利	種子であることを証!	明す
る。					
年月日	3	地方厚生(支)局長			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

輸入後、麻薬取締部による発芽試験を受けること。

通関時、当該証明書ではなく発芽不能種子確認書が必要となること。

発芽不能種子確認書

輸大	入 麻	.	しの	種	た 子	品名	1	数	量
八	<i>//</i> //// +	· ·		7里	J				
原		産			地				
輸	入		目		的				
荷	主(車	命 片	」 者	.)	\mathcal{O}				
氏	名 及	び	住	所	地				
運	送 取	扱	業	者	\mathcal{O}				
氏	名 及								
17	石 及	び	住	所	地				
輸	入		方		法				
輸	入(入	港))年	三月	日				
輸	入(方	人港	生)	場	所				
処	理 施	設	\mathcal{O}	名	称				
及	び	所	右	Ľ.	地				
処	理	D	ナ	j	法				
処	理	年	F]	日				
納		入			先				
	 輸入した	大麻	·草0	7種-	子の	通関に際し、当該種子が	発	芽不能であるであるこ	と

を確認した。

年 月 日

地方厚生(支)局長

(注意)